



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施規則を廃止する規則…(社会福祉課) …… 3
- 大和高田市訪問看護ステーション条例施行規則の一部を改正する規則…(訪問看護ステーション) …… 3
- 大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則…(保育課) …… 4
- 大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則…(自治振興課) …… 4

訓令

- 大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令…(広報情報課) …… 5

告示

- 公示送達…(保険医療課) …… 5
- 職権による消除…(市民課) …… 6
- 大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示…(社会福祉課) …… 6
- 違反広告物の保管…(都市計画課) …… 8
- 職権による消除…(市民課) …… 9
- 公共下水道供用開始の縦覧…(下水道課) …… 9
- 公示送達…(収納対策室) …… 9
- 引取りのない自転車等の処分…(生活安全課) ……10
- 住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示…(社会福祉課) ……10
- 点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示…() ……15
- 大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱…() ……18
- 職権による消除…(市民課) ……30
- 3月市議会定例会の招集…(財政課) ……30
- 公示送達…(収納対策室) ……30
- 都市計画法に基づく大和都市計画公共下水道の案の変更の縦覧…(下水道課) ……30
- 放置自転車等の移動・保管…(生活安全課) ……31
- 公示送達…(収納対策室) ……31

公告

- 公売公告兼見積価額公告…() ……33
- 大和高田市総合公園造園工事1工区に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室) ……35
- 大和高田市総合公園造園工事2工区に関する条件付き一般競争入札公告() ……37
- 中和幹線土庫東交差点道路照明灯設置工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……39
- 日之出町地内児童公園整備工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……41
- 根成柿他地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……43
- 中和幹線中央分離帯整備工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……45
- 都市公園法の規定による公園設置の公告…(都市計画課) ……47
- 大和高田市総合公園造園工事3工区に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室) ……48

○大和高田市総合公園造園工事4工区に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室).....	50
○甘田町地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告.....(〃).....	52
教育委員会	
○大和高田市教育委員会審議会等の会議の公開に関する規則.....(教育総務課).....	54
○教育委員会2月定例委員会の招集.....(〃).....	54
○教育委員会3月定例委員会の招集.....(〃).....	54
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集.....(選挙管理委員会).....	55
○農業委員会委員選挙人名簿の縦覧.....(〃).....	55
○選挙管理委員会の招集.....(〃).....	55
○選挙人名簿等に登録した者の氏名等を記載した書面等の縦覧.....(〃).....	55
農業委員会	
○農業委員会3月定例委員会の招集.....(農業委員会).....	56
監査委員	
○平成22年度定期監査の実施結果.....(監査委員).....	56
公営企業	
○大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部を改正する規程..(水道総務課).....	58
○大和高田市水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程.....(〃).....	58

規 則**規則第2号**

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。

平成23年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施規則を廃止する規則
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施規則(平成13年規則第15-3)は、廃止する。
附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規則第3号

大和高田市訪問看護ステーション条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市訪問看護ステーション条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市訪問看護ステーション条例施行規則(平成10年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) ターミナルケア

第2条の次に次の1条を加える。

(運営の方針)

第2条の2 ステーションは、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援しなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条中「その他看護師及び保健師等を置く」を「ステーションの実情に応じた員数の看護師、保健師、事務職員その他の職員を置くものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ステーションの管理運営業務を統括する。
- (2) 看護師、保健師は、訪問看護を提供し、その結果の記録及び報告を行う。
- (3) 事務職員は、ステーションの管理運営業務に係る事務を行う。
- (4) その他の職員は、訪問看護に必要な業務を行う。

第8条の見出しを「(利用料等)」に改め、同条中「及びその他利用料」を「、その他利用料等」に改め、同条第2号ア及びイ中「30分につき750円」を「15分につき700円」に改め、同号ウ中「交通費」の次に「(有料駐車場を利用した場合は、当該駐車料金を含む。)」を加え、「1回につき300円」を「実費相当額」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、訪問看護事業の利用に要する費用は、その都度市長が定める。

3 前2項の利用料等の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記名押印を受けなければならない。

第9条中「第8条に規定する利用料」を「前条に規定する利用料等」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、大和高田市の区域とする。ただし、市長が特に必要があると認

める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第4号

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「9日」を「10日」に改める。

様式第2号備考中「9日」を「10日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大和高田市保育所条例施行規則の規定は、平成23年4月分以降の保育料の徴収から適用し、同年3月分までの保育料の徴収については、なお従前の例による。

規則第5号

大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年規則第37号-2)の一部を次のように改正する。

別表第2第7級の項第12号中「女子の外貌(ぼう)」を「外貌」に改め、同表第9級の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

16 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第2第12級の項第14号中「男子の外貌(ぼう)に著しい」を「外貌に」に改め、同項第15号を削り、同表第14級の項第10号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号。以下「条例」という。)第5条第3項に規定する非常勤消防団員等(以下「非常勤消防団員等」という。)が公務により、若しくは消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 非常勤消防団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に

協力したことにより、死亡した場合（施行日以後に条例第11条第1項第4号に規定する夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該非常勤消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

- 4 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（この規則による改正前の大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、この規則による改正後の大和高田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定を適用する。
- 5 非常勤消防団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該非常勤消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該非常勤消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

訓令

訓令第1号

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年1月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市住民情報システム等再構築業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成22年訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって会議を開催することができる。
第7条中「広報情報課」の次に「又は該当システムの担当課」を加える。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告示

告示第5号

平成22年度後期高齢者医療保険料納入通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年6月法律83号)第112条(地方税法昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年2月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この納入通知書の発送年月日

平成22年7月9日(番号1~2)

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成22年8月2日 平成22年8月31日 平成22年9月30日

変更後 平成23年3月1日 平成23年3月1日 平成23年3月1日

変更前 平成22年11月1日 平成22年11月30日 平成22年12月27日

変更後 平成23年3月1日 平成23年3月1日 平成23年3月1日

変更前 平成23年1月31日

変更後 平成23年3月1日

3 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第6号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年2月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年2月3日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第7号

大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示

大和高田市老人保護措置費支弁要綱(平成18年告示第102号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号」を「次に掲げる事務費」に改め、同条第1項第2号中「老人短期入所加算及び」を「老人短期入所加算、スプリンクラー設置加算及び」に改め、同項同号の表中「5, 204, 000円」を「5, 459, 000円」に、「「ボイラー及び圧力容器安全規則」」を「ボイラー及

び圧力容器安全規則」に、「有するもの」を「有する者」に、「老人短期入所加算及び」を「老人短期入所加算、スプリンクラー設置加算及び」に改め、

「

老人短期入所加算	対象者 1人当 たりの 日額	300円	要支援又は要介護非該当者で、高齢者虐待等により在宅において生活することが一時的に困難となった者であつて、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難であるものが入所している施設
----------	-------------------------	------	---

」の次に

「

スプリンクラー設置加算	一般事務費及び特別事務費(ただし、民間施設給与等改善費、介護保険料加算、老人短期入所加算、スプリンクラー設置加算及び介護サービス利用者負担加算を除く。)の合計額に、0.3%を乗じて得た額(10円未満は、四捨五入する。)	スプリンクラー設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める設備、設置基準及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和62年10月27日消防予第189号消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。)を設置している施設として市長が認定した施設
-------------	---	--

」を加え、

「

対象者が支払うべき介護保険サービスの利用者負担額に、老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和55年規則第10号)の別表第1に掲げる対象収入による階層区分に応じて別表第7に定める割合を乗じて得た額(10円未満は、四捨五入する。)	介護サービスを利用する養護老人ホーム被措置者が入所している施設として市長が認定した施設
--	---

」を

「

対象者が支払うべき介護保険サービスの利用者負担額に、老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の別表第1に掲げる対象収入による階層区分に応じて別表第7に定める割合を乗じて得た額(10円未満は、四捨五入する。)	介護サービスを利用する養護老人ホーム被措置者が入所している施設として市長が認定した施設
---	---

」に改める。

別表第1(1)中

「

133,700	123,700
89,500	82,500
82,200	76,100
76,300	70,800
64,400	59,700

」を

138,100	128,100
92,400	85,400
84,800	78,700
79,100	73,600
66,700	62,000

」に改め、

同表(1) - 2中

48,100	41,500
32,100	27,700
34,900	31,100
39,200	35,700
30,500	27,600

」を

50,000	43,400
33,300	28,900
36,300	32,500
40,700	37,200
31,700	28,800

」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

告示第8号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成23年2月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	昇陽ハウジング	はり札	11	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
2	東武建設	のぼり	4	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
3	しずか楼	はり札	1	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
4	(株) エステートフジ	はり札	1	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
5	綿松ハウジング	はり札	6	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
6	ホームソリューション	はり札	1	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
7	HOTELラピ	はり札	4	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
8	東武建設	はり札	3	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場
9	不動産 090-5040-3087	立看板	1	市内	2/3	2/3	市役所西駐車場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第9号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年2月7日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年2月7日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第10号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、平成23年2月10日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月10日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日
平成23年2月25日
- 2 供用及び処理を開始する区域
高田川第3-1処理分区 市場
高田川第5処理分区 春日町1丁目・春日町2丁目・磯野南
高田川第6処理分区 中今里町・旭北町・田井新町
高田川第7処理分区 土庫1丁目・土庫2丁目・土庫・池田・築山・大谷・日之出西本町
- 3 供用を開始する排水施設の区域
大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

告示第11号

最終差押予告書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年2月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 差押調書の発送年月日 平成23年2月3日
 - 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。
- (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第12号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年2月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
平成23年2月28日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年11月1日、同月4日、同月9日、同月15日、同月17日、同月24日、同月30日

告示第13号

住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年2月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

住宅改修費給付事業実施要綱の一部を改正する告示

住宅改修費給付事業実施要綱(平成12年告示第69-3号)の一部を次のように改正する。

題名を「大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱」に改める。

第1条中「要綱」を「告示」に、「在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則(平成12年規則第47号)第10条第1項第2号の規定により」を「大和高田市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第40号-4)第18条第1項第2号に規定する日常生活用具給付事業のうち」に、「関し」を「ついて」に改める。

第2条を次のように改める。

(給付対象者)

第2条 住宅改修費の給付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住する下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の3級以上の身体障害者又は6歳以上の身体障害児(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。)とする。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢機能障害(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害を含む。)2級以上の身体障害者又は6歳以上の身体障害児に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 対象者又は対象者と同一世帯に属する者のうち障害者自立支援法施行令(平成18年政令

第10号) 第43条の2第1項で定める者の所得が、同条第2項に定める基準以上であるもの
(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により住宅改修費の支給を受けることができる者

(3) 住宅改修費の支給を既に受けた者

第3条の見出しを「(住宅改修の範囲)」に改め、同条中「居宅生活動作補助用具の購入に係る費用及び住宅改修に係る費用」を「もの」に、「床段差」を「段差」に改める。

第4条中「給付要件は」を「給付は」に改める。

第5条第1項中「定める居宅生活動作補助用具の購入に係る費用及び住宅改修に係る費用の範囲内」を「規定する住宅改修に係る費用の範囲内とし、20万円を限度」に改め、同項ただし書を削る。

第6条中「希望する者」を「受けようとする対象者又はその者を扶養する者」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 工事前の写真

第7条を次のように改める。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、調査書(様式第2号)を作成した上で住宅改修費の給付の可否を審査し、住宅改修費を給付することを決定したときは住宅改修費給付決定通知書(様式第3号)及び住宅改修費給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を、住宅改修費を給付しないことを決定したときは住宅改修費給付却下決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により給付券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、住宅改修工事を請け負う事業者(以下「事業者」という。)に当該給付券を提出して居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事を行うものとする。

第9条を次のように改める。

(費用の負担及び支払)

第9条 受給者は、当該住宅改修費の給付に要する費用の100分の10に相当する額(以下「自己負担額」という。)を事業者に支払わなければならない。ただし、自己負担額が別表に定める額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該負担上限月額を支払うものとする。

2 事業者は、住宅改修の工事を完了したときは、当該住宅改修費の給付に要した費用から前項の自己負担額を控除して得た額(以下「公費負担額」という。)を市長に請求するものとする。この場合において、事業者は、当該住宅改修費に係る給付券を請求書に添付しなければならない。

3 市長は、事業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、公費負担額を事業者に支払うものとする。

第12条中「その他この要綱に定めるもののほか、」を「この告示に定めるもののほか」に改め、「その都度」を削る。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

住宅改修費給付申請書		第 号
		年 月 日
大和高田市社会福祉事務所長 殿		
		申請者
		住所
		氏名
		(対象者との続柄)
		電話
		印
住宅改修費の給付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、当該申請に係る決定を		

するために私の世帯の住民登録資料、税務資料等について、各関係機関に対して調査、照会及び閲覧することを承諾します。									
対象者	住所								
	フリガナ氏名								
生年月日	年	月	日	性別	男・女	電話			
身体障害者手帳 障害名	手帳番号	第 号		交付年月日		年 月 日			
	障害種別	第 種 級							
世帯の 状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考				
給付を希望する理由									
改修工事 内容	区 分				居宅生活動作補助用具				
	1 手すりの取付け 3 床材の変更 5 便器の取替え 6 その他 ()	2 段差の解消 4 扉の取替え	1 便器 2 手すり 3 スロープ 4 その他 ()						
現在の住まいの 状況	住宅	1 自 宅 2 借 家	借家の場合 貸主諾否	1 承 諾 2 否	浴 槽	1 有 2 無	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介 護の状況	入 浴	1 他人の介護が必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介護が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		移 動	1 車椅子使用 2 他人の介助を 必要(一部・全部) 3 自分でできる	

様式第2号(第7条関係)

調査書(住宅改修費給付事業)

申請書受理番号	番号	申請者	対象者との続柄						
年 月 日	年 月 日	氏 名							
対象者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日					
	住所								
	身体障害者 手帳番号	第 号	障害名	障害 等級	第 種 級				
世帯員の 状況	氏名	年齢	対象者との 続柄	課税 区分	市民税所得割 (円)	非課税収入状況等 (円)	備考		
住まいの状況		1. 自家 2. 借家(貸主の諾否)							

住宅改修費給付の必要の有無	1 有 2 無	給付する(しない)理由			
住宅改修工事の内容					
予定価格	円	給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	公費負担予定額	円
所得区分	A 一般	B 低所得2	C 低所得1	D 生活保護	
負担上限月額	円		残額	円	
その他特記事項					
年 月 日		調査員 役職名		氏名 印	

様式第3号(第7条関係)

住宅改修費給付費決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

先に申請のありました住宅改修費の給付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名			身体障害者手帳番号		
改修する住宅の住所					
住宅改修工事の内容					
事業者名					
事業者の所在地					
価格	円	給付を受ける者又は扶養する物が支払うべき額	円	公費負担額	円
注意事項	<p>1 住宅費改修費の給付は、給付対象者1人につき1回限りですので、この給付決定後に再び住宅改修費の給付を受けることはできません。</p> <p>2 給付された居宅生活動作補助用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供することは、固く禁じられています。違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>				

様式第4号(第7条関係)

住宅改修費給付券

①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日
-------	-----	-----------	-------

③対象者氏名		④生年月日		年 月 日生		
⑤住 所						
⑥扶養する者の氏名			⑦対象者との続柄			
⑧住宅改修工事の内容						
⑨価 格		円	⑩ 給付を受ける者又は扶養する物が支払うべき額	円	⑪公費負担額	円
⑫工事事業者名						
⑬事業者の所在地						
⑭この券の有効期限		受給者が事業者 に提示する期限	年 月 日	事業者の公費 支払請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する 年 月 日 大和高田市社会福祉事務所長 印						
⑮改修工事の完了した日		⑯住宅改修費の給付を受けた者又は扶養する者から受領した額		⑰事業者名及び⑯の額を受領した年月日		
年 月 日		円		年 月 日 印		
⑱住宅改修費受給者の氏名		記入年月日 年 月 日 印	⑲検収者		確認年月日 年 月 日 職 名 氏 名 印	
⑳その他特記事項						

(注) 本表の①～⑭⑱⑳は大和高田市が、⑮～⑰は住宅改修工事をした事業者が、⑱は住宅改修費の給付を受けた者又は扶養する者が記入すること。なお、⑮⑱⑲については工事完了後に記入すること。

様式第5号(第7条関係)

住宅改修費給付却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

1. 申請事項
2. 却下の理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対して異議申立てすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
附則の次に次の別表を加える。

別表(第9条関係)

所得区分	対象者世帯の階層	負担上限月額
A (一般)	BからDまでに掲げる者以外のもの	37,200円
B (低所得2)	C及びDに掲げる者以外のものであって次の1又は2に該当するもの 1 市民税世帯非課税者(対象者又は対象者と同一世帯に属する者のうち障害者自立支援法施行令第43条の2第1項で定めるものが住宅改修費の給付の申請のあった月の属する年度(住宅改修費の給付の申請のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市民税所得割を課されていないものをいう。以下Cにおいて同じ。) 2 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が要保護者	24,600円
C (低所得1)	市民税世帯非課税者であって次の1又は2に該当するもの 1 住宅改修費の給付の申請のあった月の属する年の前年(住宅改修費の給付の申請のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。)中の公的年金の合計所得金額及び住宅改修費の給付の申請のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金等を合計した金額の合計金額80万円以下である者 2 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が要保護者	15,000円
D 生活保護	対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が被保護者又は要保護者	0円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた給付の申請から適用し、同日前になされた給付の申請については、なお従前の例による。

告示第14号

点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年2月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示

点字図書給付事業実施要綱(平成12年告示第69-2号)の一部を次のように改正する。

題名を「大和高田市点字図書給付事業実施要綱」に改める。

第1条中「要綱」を「告示」に、「在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則(平成12年規則第47号)第10条第1項第1号の規定により」を「大和高田市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第40号-4)第18条第1項第2号に規定する日常生活用具給付事業のうち」に改める。

第2条中「主に、情報の入手を点字によっている大和高田市に住所を有する視覚障害児及び視覚障害者」を「本市に居住し、視覚障害の身体障害者手帳を有する者であって、主に、情報の入手を点字によって行っている者」に改める。

第5条中「別表に定める」を「厚生労働省が指定する」に改める。

第9条中「その他この要綱に定めるもののほか、」を「この告示に定めるもののほか」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

点字図書給付台帳申請登録書					
					年 月 日
大和高田市社会福祉事務所長 殿					
申請者					
住所					
氏名 印					
(対象者との続柄)					
電話					
点字図書の給付を希望し、大和高田市点字図書給付事業実施要綱第6条第1項により点字図書給付台帳への登録を申請します。					
対象者	住所				
	フリガナ氏名				
生年月日	年 月 日	性別	男・女	電話	
身体障害者手帳 障 害 名	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別	第 種 級			
備 考					

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

点字図書給付台帳登録・却下通知書
様

大和高田市社会福祉事務所長 印

年 月 日付で申請のあった点字図書給付台帳への登録については、次の通り通知します。

- 当該申請の審査の結果、点字図書給付台帳への登録を決定します。
- 当該申請の審査の結果、点字図書給付台帳への登録を却下します。

却下理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対して異議申立てすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第6条関係)

点字図書給付台帳

給付対象者	氏名	男・女	生年月日
	住所	電話番号	
	身体障害者手帳番号 第 号	交付年月日 年 月 日	
	障害種別	第 種 級	
申請者	氏名	給付対象者との続柄	
	住所	電話番号	

年月日	給付図書	巻数	出版施設	価格	自己負担額	公費負担額

様式第4号(第7条関係)

点字図書発行証明書

給付対象者

氏名

住所

給付申請者

氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図書名

出版施設名

価格

巻数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明します。

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 印

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市点字図書給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた給付の申請から適用し、同日前になされた給付の申請については、なお従前の例による。

告示第15号

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

平成23年2月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱

大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年告示第123号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第40号-4)第18条第1項第2号に規定する日常生活用具給付事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象者)

第2条 日常生活用具(以下「用具」という。)の給付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、別表第1の対象者の欄に掲げる要件を満たす者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に居住する者

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設入所

障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に本市に居住していたもの。ただし、他の市町村で用具の給付の決定を受けている者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 対象者又は対象者と同一世帯に属する者のうち障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第43条の2第1項で定める者の所得が、同条第2項に定める基準以上であるもの

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により別表第1に掲げる用具と同等の性能を有する用具の購入費の支給を受けることができる者

(3) 本市に所在する特定施設に入所する者であって、当該施設への入所前に本市に居住していなかったもの

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具の種目、性能、限度額及び耐用年数は、別表第1のとおりとする。

(給付の申請及び決定)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者又はその者を扶養する者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、調査書(様式第2号)を作成した上で用具の給付の可否を審査し、用具を給付することを決定したときは日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を、用具を給付しないことを決定したときは日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により給付券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、用具納入事業者(以下「事業者」という。)に当該給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

4 用具の給付は、受給者1人につき別表第1の種目の欄に掲げる同一種目1件を限度とする。この場合において、訓練用ベッドは特殊寝台と、ネブライザー・吸引両用器はネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引器と同一種目とする。

(排泄管理支援用具の特例)

第5条 前条第4項の規定にかかわらず、別表第1の種別の欄に掲げる用具のうち、排泄管理支援用具(収尿器を除く。)に係る給付券については、次の各号のいずれかに定めるところにより交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位とし、1月分ごとに給付券を1枚交付すること。

(2) 2月分ごとに給付券を1枚交付することとし、申請1回につき給付券を3枚(6月分)まで一括交付すること。

(費用の負担及び支払)

第6条 受給者は、当該用具の給付に要する費用の100分の10に相当する額(以下「自己負担額」という。)を事業者を支払わなければならない。ただし、自己負担額が別表第2に定める額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該負担上限月額を支払うものとする。

2 事業者は、用具の給付が完了したときは、当該用具の給付に要した費用から前項の自己負担額を控除して得た額(以下「公費負担額」という。)を市長に請求するものとする。この場合において、事業者は、当該用具に係る給付券を請求書に添付しなければならない。

3 市長は、事業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前項の公費負担額を事業者を支払うものとする。

4 用具の修理に係る費用は、受給者の負担とする。

(再給付の制限)

第7条 受給者は、用具が故障等により使用不能な状態になり、かつ、別表第1の耐用年数の欄に定める期間を経過していなければ、当該用具と同一種目の用具の再給付を申請することができない。ただし、当該用具が災害又は盗難により滅失又は毀損し使用不能になったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の種目の欄に掲げる情報・通信支援用具については、再給付は行わない。

（管理義務等）

第8条 受給者は、給付を受けた用具を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、用具の給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（費用の返還）

第9条 市長は、受給者が虚偽その他不正の手段により用具の給付を受けたとき又は前条の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を命じることができる。

（関係帳簿の整備）

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を備え、必要事項を記載しておかなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた給付の申請から適用し、同日前になされた給付の申請については、なお従前の例による。

別表第1（第2条—第5条、第7条関係）

種別	種目	対象者	性能	限度額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	次のいずれかに該当する者 (1) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の1級以上の身体障害者（18歳以上の者に限る。）であって、常時介護を要するもの (2) 下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者（3歳以上18歳未満の者に限る。）であって、常時介護を要するもの (3) A1（最重度）又はA2（重度）の知的障害者（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者をいう。以下この表において同じ。）（3歳以上の者に限る。）	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年

	特殊尿器	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の1級の身体障害者(6歳以上の者に限る。)であって、常時介護を要するもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの	障害者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。)であって、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、介助者が障害者の体位を容易に変換させることができるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以上の者に限る。)	床走行式又は固定式若しくは据置式等であって、障害者を移動させるに当たり介助者が容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練椅子	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(3歳以上18歳未満の者に限る。)	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(6歳以上18歳未満の者に限る。)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害のある身体障害者であって、入浴に介助を要するもの(3歳以上の者に限る。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢機能障害又は体幹機能障害若しくは移動機能障害の2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。)	障害者が容易に使用できるものであって、次のいずれかの性能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補	9,850円	8年

			うもの (3) 便座及びバケツ等からなり移動可能であるもの		
T字状・棒状のつえ	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害のある身体障害者(6歳以上の者に限る。)		T字状又は棒状のもので、障害者が容易に使用できるもの	4,460円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害のある身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、家庭内の移動等において介助を要するもの		手すり、スロープ等であって、転倒予防、立ち上がりの動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	次のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害のある身体障害者であって、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者であって、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの (3) 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。)であって、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(ヘルメットを含む。)	36,750円	3年
特殊便器(温水洗浄便座)	次のいずれかに該当する者(6歳以上の者に限る。)であって、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの (1) 上肢機能障害(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害を含む。)2級以上の身体障害者 (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者		温水温風が出るもので、障害者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	次のいずれかに該当する者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (1) 障害等級2級以上の身体障害者		屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発することで火災の発生を知らせることができるもの	15,500円	8年

		(2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者			
	自動消火器	次のいずれかに該当する者であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (1) 障害等級2級以上の身体障害者 (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年
	電磁調理器	次のいずれかに該当する者 (1) 視覚障害2級以上の身体障害者であつて、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの (2) A1(最重度)又はA2(重度)の知的障害者であつて、知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	電磁による調理器であつて、障害者が容易に使用できるもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(6歳以上の者に限る。)	電波を利用して符号を送ることで、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの	7,000円	10年
	聴覚障害者屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者であつて、身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	音や音声等の情報を視覚又は触覚等の情報に変換して発信する機能を有する装置で、受信器と送信器とを組み合わせたもの	87,400円	8年
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(3歳以上の者に限る。)であつて、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害(咽頭又は喉頭摘出者に限る)の身体障害者であつて、ネブライザー(吸入器)の使用が必要と認められるもの	噴霧した薬剤を経口吸入するためのものであつて、障害者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害(咽頭又は喉頭摘出者に限る。)の身体障害者であつて、電気式たん吸引機の使用が必要と認められるもの (2) 前号に規定する身体障害を有するとの医師の意見(身体障害者福祉法第15条第3項に	電気式ポンプによつてたんを吸引するためのものであつて、障害者が容易に使用できるもの	56,400円	5年

		基づく意見をいう。)を付されて身体障害者手帳の交付を申請中の者であって、医師の診断等により電気式たん吸引機の使用が緊急に必要であると認められるもの。ただし、入院又は入所中の者は除く。			
ネブライザー・吸引両用器	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害3級以上又は音声機能障害(咽頭又は喉頭摘出者に限る)の身体障害者であって、ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引機の使用が必要と認められるもの (2) 前号に規定する身体障害を有するとの医師の意見(身体障害者福祉法第15条第3項に基づく意見をいう。)を付されて身体障害者手帳の交付を申請中の者であって、医師の診断等によりネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引機の使用が緊急に必要であると認められるもの。ただし、入院又は入所中の者は除く。	ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引機の機能を合わせたもの	72,450円	5年	
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	在宅酸素療法に使用する酸素ボンベを運搬するためのもの	17,000円	10年	
盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの(6歳以上の者に限る。)	検温結果を音声により伝える機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	9,000円	5年	
盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの(6歳以上の者に限る。)	計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	18,000円	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由(上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害をいう。)又は音声機能障害若しくは言語機能障害の身体障害者(6歳以上の者に限る。)であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有するものであって、障害者が容易に使用できるもの	98,800円	5年

情報・通信支援用具	上肢機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害を含む。）2級又は視覚障害2級以上の身体障害者	障害者がパソコンを操作するために必要となるパソコンの周辺機器やアプリケーションソフト	100,000円	なし
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上及び聴覚障害2級の身体障害者であって、点字ディスプレイの使用が必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	触覚で識別できる凸点を組み合わせる構成される点字を打つための用具であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	10,400円	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者であって、就労若しくは就学しているもの又は就労若しくは就学が見込まれるもの	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものであって、視覚障害者が容易に使用できるもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	DAISY方式等による録音及び録音された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	文字情報を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の身体障害者であって、視覚障害者用拡大読書器の使用により文字等を読むことが可能になるもの（6歳以上の者に限る。）	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像（文字等）を容易にモニター等に映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者（6歳以上の者に限る。）	時刻を音声により伝える機能を有するもの（音声式）又は文字	13,300円	10年

			盤及び針に直接触れて時刻を触読できるもの(触読式)であって、視覚障害者が容易に使用できるもの		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声機能障害若しくは言語機能障害の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として聴覚障害者用通信装置の使用が必要と認められるもの(6歳以上の者に限る。)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字・映像等により通信が可能な機器であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の身体障害者であって、テレビに字幕及び手話通訳がなければ、テレビより情報を得られないもの(6歳以上の者に限る。)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者向けCS放送を受信する機能を有するもの	88,900円	6年
	人工咽頭	咽頭を摘出した音声機能障害の身体障害者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	70,100円	5年
排泄管理支援用具	紙おむつ等	次のいずれかに該当する者 (1) 直腸又はぼうこう機能障害の身体障害者であって、ストマの著しい変形等によりストマ装具が使用困難であるもの (2) 乳幼児期以前の非進行性の病変による運動機能障害の身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、排尿又は排便の意思表示が困難であるもの	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等の衛生用品	1月 12,360円	なし
	ストマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した直腸機能障害の身体障害者	低刺激の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む。)	1月 8,858円	なし
	ストマ装具(蓄尿袋)	人工ぼうこうを造設したぼうこう機能障害の身体障害者	低刺激の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの(皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む。)	1月 11,639円	なし
	収尿器	身体障害者(3歳以上の者に限る。)であって、脊髄損傷等による排尿機能の障害のために収尿器の使用を必要とするもの	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	8,500円	1年

別表第2(第6条関係)

所得区分	対象者世帯の階層	負担上限月額
A (一般)	BからDまでに掲げる者以外のもの	37,200円
B (低所得2)	C及びDに掲げる者以外の者であって次の1又は2に該当するもの 1 市民税世帯非課税者(対象者又は対象者と同一世帯に属する者のうち、障害者自立支援法施行令第43条の2第1項で定めるものが用具の給付の申請のあった月の属する年度(用具の給付の申請のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市民税所得割を課されていない者をいう。以下Cにおいて同じ。) 2 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が要保護者	24,600円
C (低所得1)	市民税世帯非課税者であつて次の1又は2に該当する者 1 用具の給付の申請のあった月の属する年の前年(用具の給付の申請のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。)中の公的年金の合計所得金額及び用具の給付の申請のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金等を合計した金額の合計金額が80万円以下である者 2 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が要保護者	15,000円
D (生活保護)	対象者及び対象者と同一の世帯に属する者が被保護者又は要保護者	0円

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付申請書					
					第 号
					年 月 日
大和高田市長 殿					
申請者 住 所 氏 名 対象者との続柄 電話番号					
印					
日常生活用具の給付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、当該申請に係る決定をするために私の世帯の住民登録資料、税務資料等について、各関係機関に対して調査、照会及び閲覧することを承諾します。					
対象者	住 所	電 話			
	フリガナ 氏 名				
	生年月日			性別	男・女
障害者手帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	
障 害 名	障害種別	第 種 級			
世帯 状況	氏名	続柄	生年月日	職業	
所 得 区 分		A 一般	B 低所得2	C 低所得1	D 生活保護
市民税世帯非課税者で、対象者が障害基礎年金等を受給している場合		障害基礎年金の額 円			
給付を受ける日常生活用具の名称					

備 考	
-----	--

様式第2号(第4条関係)

調 査 書

申請受理番号	第 号	申請受理年月日	年 月 日
対象者	氏名	性別	生年月日
	住所		
	手帳番号	奈良県第 号	障 害 名 障 害 等 級
世帯状況	氏 名		続柄
			課税区分
	市民税所得割(円)	非課税収入状況等(円)	備 考
給付する用具(型)	予定価格(円)	自己負担額(円)	公費負担額(円)
所得区分	A 一般 B 低所得2 C 低所得1 D 生活保護		
負担上限月額	円		
特記事項			
上記のとおり確認しました。 年 月 日			
			調査員 印

様式第3号(第4条関係)

日常生活用具給付決定通知書			
			第 号 年 月 日
様		大和高田市長 印	
年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付について、次のとおり決定したので通知します。			
給付番号	第 号	給付等決定年月日	年 月 日
氏 名		手 帳 番 号	奈良県第 号
事業者名			
事業者の住所	電 話		
給付する日常生活用具名 (形式・規模等)	価 格 (円)	自己負担額(円)	公費負担額(円)
注 意 事 項	給付された日常生活用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供することは、固く禁じられています。違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

様式第4号（第4条関係）

日常生活用具給付券

①給付番号		②給付券発行年月日	
③対象者氏名		④生年月日	
⑤住所			
⑥給付する用具名 (形式・規模等)	⑦価格（円）	⑧自己負担額（円）	⑨公費負担額（円）
⑩事業者名			
⑪事業者の住所	電話		
上記のとおり決定する。 年 月 日			
		大和高田市長	印
⑫事業者が用具を納入した日	年 月 日		
⑬事業者名及び受領日	年 月 日		
			印
⑭対象者の氏名及び印			
			印
⑮検収者			
			印
特記事項			

（注）①から⑪まで及び⑮は市長が、⑫及び⑬は用具を納入した事業者が、⑭は用具の給付を受けた者が記入する。

様式第5号（第4条関係）

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付について、下記の理由により却下することを決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対して異議申立てすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌

日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

告示第16号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年2月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年2月17日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第17号

平成23年3月3日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成23年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第18号

最終差押予告書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 差押調書の発送年月日 平成23年2月15日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 都市計画の種類及び名称
名 称 大和都市計画大和高田市流域関連公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

昭和54年1月大和高田市告示第1号、平成元年9月大和高田市告示第39号、平成6年1月大和高田市告示第7号及び平成16年9月告示第91号の都市計画を定める区域に大和高田市大字池尻、大字神楽、大字池田、大字野口及び大字根成柿地内の各一部を加え、大和高田市大字築山、神楽1丁目、神楽2丁目、大字有井、日之出西本町、北本町、西町、大字大中、大中東町、大中南町、磯野北町、磯野東町、磯野町、磯野南町、磯野新町、大字磯野、春日町1丁目、春日町2丁目、大字東中及び東中1丁目地内の各一部を削る。

3 都市計画案の縦覧場所

大和高田市 上下水道部 下水道課

告示第20号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月28日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成23年2月3日、同月7日、同月9日、同月15日、同月17日、同月23日、同月28日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第21号

平成22年度未納市税の督促について郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成23年2月18日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公売公告兼見積価額公告

公告第26号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告します。

平成23年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

公 売 財 産 の 内 容	別紙のとおり		
公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公 売 の 方 法	せり売り		
公売参加申込受付期間	平成23年2月16日13時00分から 平成23年2月28日23時00分まで		
公売保証金納付期間	平成23年2月16日13時00分から 平成23年2月28日23時00分まで		
入 札 期 間	平成23年3月4日13時00分から 平成23年3月6日23時00分まで		
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム		
売 却 決 定	日時	平成23年3月7日10時00分	場所 収納対策室
買受代金納付期限	平成23年3月17日14時30分		
買受人についての資格その他の要件	<p>以下のいずれかに該当する方は、公売に参加すること及び財産を買い受けることができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大和高田市が定める「インターネット公売ガイドライン」の内容を承諾せず、又は遵守できない方 2 20歳未満の方(親権者を代理人とするときは除きます。) 3 日本語を完全に理解できない方(日本語を理解できる代理人がいる場合は除きます。) 4 国税徴収法第92条(買受人の制限)又は同法108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方 5 公売財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方 6 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合は除きます。) 		
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付していただく必要があります。 2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録税等)は買受人の負担となります。 3 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは、売却決定を取り消します。 4 大和高田市は、公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。 5 買受代金の納付期限について、国税徴収法第115条第2項の規定により大和高田市が必要と認めるときは、30日を限度として延長することがあります。 6 その他については、大和高田市インターネット公売ガイドラインによります。当ガイドラインは、大和高田市公式サイト上に掲載しています。 		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに「債権現在額申立書」により申し出てください。</p> <p>なお、「債権現在額申立書」の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>			
<p>※問い合わせ先 大和高田市財務部収納対策室 TEL0745-22-1101(内線238)</p>			

公売公告兼見積価格広告(別紙)

公売財産、公売保証金及び見積価額一覧

売却区分の番号	公売財産の名称、数量、内容及び保管場所	公売保証金	見積価額
22-29	名称 和装(草履・バッグ) 金色 数量 1セット 内容 草履一足・バッグ1個 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
22-30	名称 和装(草履・バッグ) 白色 数量 1セット 内容 草履一足・バッグ1個 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
22-31	名称 電気保温バスケット 数量 1個 内容 保温器具 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-32	名称 有田焼 小鉢 数量 1式 内容 小器5 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
22-33	名称 大理石 煙具 数量 1個 内容 灰皿、煙草器 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	100円
22-34	名称 額縁付絵画(花) 数量 1点 内容 額縁付絵画 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-35	名称 中華鍋セット 数量 1セット 内容 鍋1・おたま1 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	1,000円
22-36	名称 花瓶(ガラス製) 数量 1個 内容 花瓶1 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-37	名称 土鍋セット 数量 1セット 内容 土鍋1、取器5 保管場所 大和高田市収納対策室	150円	1,500円
22-38	名称 耐熱ガラス製フライパンセット 数量 1セット 内容 フライパン1、鍋(蓋付)大・小各1 保管場所 大和高田市収納対策室	200円	2,000円
22-39	名称 電気スタンド 数量 1個 内容 電気スタンド 保管場所 大和高田市収納対策室	100円	500円

22-40	名称 数量 内容 保管場所	センサーライト 1個 センサーライト 大和高田市収納対策室	100円	500円
22-41	名称 数量 内容 保管場所	玉置物(鶴) 1台 玉、台 大和高田市収納対策室	5,000円	50,000円
22-42	名称 数量 内容 保管場所	香炉(象) 1個 香炉 大和高田市収納対策室	2,500円	25,000円
22-43	名称 数量 内容 保管場所	鯉〔銅製〕 1個 銅 大和高田市収納対策室	800円	8,000円
22-44	名称 数量 内容 保管場所	紫檀(小物入) 1個 小物入 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-45	名称 数量 内容 保管場所	稻荷置物一对(陶器) 1対 陶器 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-46	名称 数量 内容 保管場所	香炉(九谷焼) 1個 陶器 大和高田市収納対策室	300円	3,000円
22-47	名称 数量 内容 保管場所	花器(信楽焼) 1個 陶器 大和高田市収納対策室	150円	1,500円
22-48	名称 数量 内容 保管場所	木彫大黒天 11個 一棟彫 大和高田市収納対策室	150円	1,500円
22-49	名称 数量 内容 保管場所	ブリタニカ国際大百科 1セット 百科辞典22冊 大和高田市収納対策室	200円	2,000円
22-50	名称 数量 内容 保管場所	ブリタニカ国際地図 1冊 地図辞典 大和高田市収納対策室	200円	2,000円

公告第27号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事1工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 直近の経営規模等評価結果通知書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年2月4日(金)から平成23年2月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月8日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月4日(金)から平成23年2月10日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月4日(金)から平成23年2月10日(木)まで</p>

	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年2月14日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月16日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年2月17日(木)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,960,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第28号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事2工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 直近の経営規模等評価結果通知書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年2月4日(金)から平成23年2月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月8日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月4日(金)から平成23年2月10日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月4日(金)から平成23年2月10日(木)まで</p>

	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年2月14日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月16日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年2月17日(木)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,790,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第29号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	中和幹線土庫東交差点道路照明灯設置工事
2 工事場所	大和高田市土庫地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月30日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月18日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年2月18日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年2月25日(金)午前9時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,000,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第30号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	日之出町地内児童公園整備工事
2 工事場所	大和高田市日之出町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月22日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年2月23日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年2月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年2月25日(金)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,860,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第31号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	根成柿他地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市根成柿他地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月22日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年2月23日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年2月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年2月25日(金)午前10時10分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,160,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第32号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	中和幹線中央分離帯整備工事
2 工事場所	大和高田市土庫地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22年度大和高田市格付け等級がEであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月15日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年2月16日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月10日(木)から平成23年2月22日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>

	FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年2月23日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年2月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年2月25日(金)午前10時20分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第33号

神楽公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により公告します。

平成23年2月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 名 称 神楽公園

2. 所 在 大和高田市神楽2丁目388-6
 3. 供用開始日 平成23年3月1日

公告第34号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事3工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 直近の経営規模等評価結果通知書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年3月1日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説

書(仕様書)の閲覧等	明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月4日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月3日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年3月4日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年3月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年3月9日(水)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,310,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札

- を中止します。
 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第35号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事4工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 有効期限内に経営事項審査を受けている者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 直近の経営規模等評価結果通知書の写しを提出してください。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月1日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年3月1日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月4日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月25日(金)から平成23年3月3日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年3月4日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年3月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年3月9日(水)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,220,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

公告第36号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	甘田町地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市甘田町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成23年2月28日（月）から平成23年3月4日（金）まで。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年3月4日（金） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年2月28日(月)から平成23年3月4日(金)まで。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中100-1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年2月28日(月)から平成23年3月7日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年3月7日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年3月10日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年3月11日(金)午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,590,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札</p>

を中止します。
 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市教育委員会審議会等の会議の公開に関する規則を次のように定める。

平成23年2月16日

大和高田市教育委員会
 委員長 村井善治

大和高田市教育委員会審議会等の会議の公開に関する規則

大和高田市教育委員会に設置された審議会等に係る大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例(平成22年条例第36号)の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則(平成22年規則第40号)の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年2月2日

大和高田市教育委員会
 委員長 村井善治

記

日 時 平成23年2月8日(火) 午後2時00分
 場 所 さざんかホール 4階 会議室
 議 案 第1号 大和高田市教育委員会審議会等の会議の公開に関する規則(案)について
 第2号 第43回大和高田市少年武道大会実施要項(案)について
 第3号 平成23年度学校教育の指導方針(案)について
 第4号 後援願いについて
 第5号 その他

教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年2月23日

大和高田市教育委員会
 委員長 村井善治

記

日 時 平成23年3月1日(火) 午後1時00分
 場 所 中央公民館 2階 会議室
 議 案 第1号 夜間学級の就学に係る費用の徴収に関する規則(案)について
 第2号 第64回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項(案)について
 第3号 後援願いについて
 第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年2月14日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年2月18日(金) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議 案 第1号 農業委員会委員選挙人名簿の調製について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第4号

平成23年1月1日現在で調製した大和高田市農業委員会委員選挙人名簿を平成23年2月23日から平成23年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成23年2月18日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

記

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

選挙管理委員会告示第5号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年2月25日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年3月2日(金) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年3月3日から平成23年3月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年2月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1

大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

農業委員会

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月1日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

- 日 時 平成23年3月11日(金) 午後3時00分
- 場 所 高田消防署 2階 大会議室
- 議 案 第1号 農地法第4条規定による申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 その他

監査委員

監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成22年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成23年2月24日

大和高田市監査委員 吉 井 保 次
友 田 順 子

1. 監査の対象

- 改 革 推 進 局
- 企 画 政 策 部 企画法制課・秘書課・広報情報課・人事課
- 財 務 部 財政課・財産管理課・税務課・収納対策室
- 市 民 部 市民課・人権施策課・産業振興課・自治振興課・生活安全課
- 福 祉 部 社会福祉課・保護課・児童福祉課・保育課(高田こども園、片塩保育所、北保育所、浮孔保育所、高田西保育所)
- 保 健 部 健康増進課・介護保険課・地域包括支援課・保険医療課
- 環 境 建 設 部 土木管理課・建築住宅課・都市計画課・環境衛生課・契約監理室・クリーンセンター(企画総務課、美化推進課、環境整備課)
- 上 下 水 道 部 水道総務課・水道工務課・下水道課
- 会 計 課
- 教 育 委 員 会 教育総務課(高田小学校、片塩幼稚園・小学校、菅原幼稚園・小学校、浮孔西幼稚園・小学校、片塩中学校、高田西中学校)・学校教育課(上記の幼稚園、小学校、中学校)・生涯学習課・体育振興課・青少年課・商業高校事務管理課・文化振興課

議会事務局 庶務課

監査委員事務局

市立病院 総務企画課・医療情報企画課・看護専門学校・訪問看護ステーション・
栄養管理科

2. 監査の期間

前期 平成22年10月20日から平成22年12月17日まで

後期 平成23年1月21日及び平成23年1月24日

3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的におこなわれているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査をおこなった。また、内容聴取については、各所属長から監査時点(9月・12月末日現在)までの所管事務事業の進捗状況及び財政健全化に向けての取り組みについての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施にともなう資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成22年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 所属別歳入歳出執行状況表
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 物品購入・請負(工事を除く)・賃貸借契約状況表
- ⑤ 工事施工一覧表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金、財政援助的な委託料明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 旅行命令簿兼旅費請求書
- ② 契約書
- ③ 補助金・委託料
- ④ 調定伺簿
- ⑤ 交際費出納簿
- ⑥ 文書件名簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 通勤届出書
- ⑪ 公用車運行日誌
- ⑫ その他

5. 監査の結果

財務及び経営に関する事務の執行及び事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、事務執行の一部において、依然として注意又は検討を要するものが見受けられた。これらの指摘事項については例年指摘しており、その都度改善報告書を提出いただいているにもかかわらず、同じ指摘を繰り返す部署が見受けられる。

財政再建目的に策定された集中改革プラン以降、定員適正化計画により減り続けている職員の事務負担量は、地方権限移譲や市民ニーズの多様化もともなって増えてきていると思われるが、今後の事務執行にあたっては、効果的な行政運営や効率的な事務の見直しを鑑み、法令遵守に留意するとともに、事務研修等で職員の資質向上に努められたい。

この監査結果を指摘された部局等にとどまらず、すべての所属における共通の課題ととらえて、管理職等のチェック体制の強化と責任の明確化を図り、適正な事務処理をされるよう職員への周知徹底を要望する。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略（市役所前に掲示済み。）

公営企業

企業管理規程第1号

大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年2月10日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部を改正する規程

大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程（昭和60年企業管理規程第1号）の一部を次のように改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、満70歳を限度とし、年度の途中において満70歳に達した場合は、当該年度の末日までとする。

第7条第1項第2号イ中「230円」を「100円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「1,600円」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

企業管理規程第2号

大和高田市水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業電気工作物保安規程（昭和45年企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、大和高田市水道事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「における」を削り、「運用」を「運用に関する保安」に改める。

第3条第1項中「及び」を「又は」に、「法第72条」を「法第43条」に改め、「主任技術者をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。